



「指定可燃物(可燃性液体類)」

『指定可燃物とは』

消防法第9条の3で指定可燃物とは「わら製品、木毛その他の物品で火災が発生した場合にその拡大が速やかであり、又は消火の活動が著しく困難となるものとして政令で定めるもの」と定義されています。危険物の規制に関する政令第1条の12では、「別表第4の品名欄に掲げる物品で同表の数量欄に定める数量以上のもの」が指定可燃物として位置づけられています。

『可燃性液体類とは』

次に掲げる物品は可燃性液体類に該当します。

1気圧において引火点が40 以上70 未満の液体で可燃性液体量が40%以下であって燃焼点が60 以上のもの

1気圧において引火点が70 以上250 未満の液体(1気圧において温度20 で液状のものに限る)で可燃性液体量が40%以下のもの

動物の脂肉等又は植物の種子若しくは果肉から抽出したものであって、1気圧において引火点が250 未満の液体(1気圧において温度20 で液状のものに限る)で一定の要件を満たす屋外貯蔵タンク、屋内貯蔵タンク若しくは地下貯蔵タンクに加圧しないで常温で貯蔵保管されているもの又は一定の要件を満たす容器に収納され貯蔵保管されるもの

1気圧において温度20 で液状を示すもので引火点が250 以上のもの

品 名	数 量	
綿花類	200kg	
木毛及びかんなくず	400kg	
ぼろ及び紙くず	1,000kg	
糸類	1,000kg	
わら類	1,000kg	
可燃性固体類	3,000kg	
石炭・木炭類	10,000kg	
可燃性液体類	2m ³	
木材加工品及び木くず	10m ³	
合成樹脂類	発泡させたもの	20m ³
	その他のもの	3,000kg

先般の消防法改正により、従前第4類第4石油類又は動植物油類の危険物に区分されていた物品のうち、引火点250 以上のものについては指定可燃物である可燃性液体類に区分されることとなりました。なお、ギヤー油、シリンダ油については、従前どおり危険物第4類第4石油類に区分されます。

『指定可燃物の貯蔵及び取扱い』

指定可燃物の貯蔵及び取扱いの基準については、消防法第9条の3の規定に基づき、市町村条例により定められています。

指定可燃物の中には、日常生活で何気なく使用しているものも含まれていますが、数量や取扱方法によっては大きな火災危険性を有するものであることを理解し、条例に基づく技術基準を遵守する必要があります。